

第 89 期 中 間 決 算 公 告

平成20年11月28日

岩手県盛岡市内丸3番1号



株式会社 東北銀行

取締役頭取 浅沼 新

中間貸借対照表 (平成20年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	25,422	預 金	603,167
コ ー ル ロ ー ン	13,100	譲 渡 性 預 金	7,361
買 入 金 銭 債 権	0	借 用 金	3,526
有 価 証 券	133,758	社 債	1,200
貸 出 金	450,228	そ の 他 負 債	1,937
外 国 為 替	291	未 払 法 人 税 等	107
そ の 他 資 産	6,357	そ の 他 の 負 債	1,830
有 形 固 定 資 産	8,792	退 職 給 付 引 当 金	2,408
無 形 固 定 資 産	420	睡 眠 預 金 払 出 損 失 引 当 金	13
繰 延 税 金 資 産	7,337	偶 発 損 失 引 当 金	61
支 払 承 諾 見 返	7,917	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,281
貸 倒 引 当 金	△ 4,207	支 払 承 諾	7,917
		負 債 の 部 合 計	628,875
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	8,233
		資 本 剰 余 金	6,162
		資 本 準 備 金	6,154
		そ の 他 資 本 剰 余 金	7
		利 益 剰 余 金	8,860
		利 益 準 備 金	2,041
		そ の 他 利 益 剰 余 金	6,818
		別 途 積 立 金	4,862
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,955
		自 己 株 式	△ 57
		株 主 資 本 合 計	23,198
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 4,323
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,668
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 2,655
		純 資 産 の 部 合 計	20,543
資 産 の 部 合 計	649,418	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	649,418

中間損益計算書 (平成20年4月1日から
平成20年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経 常 収 益		7,618
資 金 運 用 収 益	6,529	
(うち貸出金利息)	(5,618)	
(うち有価証券利息配当金)	(773)	
役 務 取 引 等 収 益	915	
そ の 他 業 務 収 益	59	
そ の 他 経 常 収 益	113	
経 常 費 用		6,877
資 金 調 達 費 用	1,064	
(うち預金利息)	(978)	
役 務 取 引 等 費 用	453	
そ の 他 業 務 費 用	5	
営 業 経 費	4,689	
そ の 他 経 常 費 用	664	
経 常 利 益		740
特 別 利 益		80
特 別 損 失		19
税 引 前 中 間 純 利 益		800
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		90
法 人 税 等 調 整 額		299
中 間 純 利 益		410

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 9年～30年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,133百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(3) 役員退職慰労引当金

(追加情報)

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく必要額を計上しておりましたが、平成20年6月25日開催の第88期定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を実施いたしました。制度の廃止に伴い、役員退職慰労引当金を全額取崩し、打ち切り支給額未払分151百万円についてはその他の負債に含めて表示しております。

(4) 睡眠預金払出損失引当金

睡眠預金払出損失引当金は、一定期間取引が無いことを事由として負債計上を中止し、利益計上した預金(以下、「睡眠預金」という。)について、預金者からの払出請求に備えるため、過去の平均払出実績率に基づく将来の払出損失発生見込額を計上しております。

(追加情報)

従来、睡眠預金の払出は支出時の費用として計上しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、前期の下期において、過去の一定期間の平均払出実績率に基づく将来の払出損失発生見込額を見積り、睡眠預金払出損失引当金として計上する方法に変更しております。

なお、前中間期は、払出実績率の算定に必要なデータ収集ができなかったため、従来の方法によっております。前中間期において、変更後の方法によった場合、経常利益は1百万円、税引前中間純利益は7百万円少なく計上されます。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、デリバティブ取引のうち、ヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。この変更による中間貸借対照表等に与える影響はありません。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 3百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,056百万円、延滞債権額は12,016百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は438百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,425百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,936百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,870百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 4,603百万円
現金 6百万円
担保資産に対応する債務
預金 3,490百万円
上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券21,500百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は44百万円及び敷金は16百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、150,072百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが143,694百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 9,240百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,500百万円が含まれております。
12. 社債は、劣後特約付社債であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は855百万円であります。
14. 1株当たりの純資産額 216円60銭
15. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 8.23%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、株式等償却418百万円、貸倒引当金繰入額97百万円及び貸出金償却88百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 4円33銭

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	1,000	931	△68
地方債	1,637	1,621	△15
社債	1,000	991	△8
その他	3,000	2,889	△110
合計	6,637	6,433	△203

（注）時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. 子会社・子法人等株式で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株 式	9, 1 1 7	6, 6 7 9	△ 2, 4 3 8
債 券	9 6, 0 3 8	9 3, 8 4 2	△ 2, 1 9 5
国 債	3 9, 5 4 3	3 7, 6 1 5	△ 1, 9 2 7
地方債	8 0 2	7 9 2	△ 1 0
社 債	5 5, 6 9 2	5 5, 4 3 4	△ 2 5 8
その他	2 7, 5 3 8	2 4, 9 0 0	△ 2, 6 3 8
合 計	1 3 2, 6 9 4	1 2 5, 4 2 2	△ 7, 2 7 2

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、4 1 6百万円（うち、株式4 1 6百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について中間期末日における時価が取得原価に比較して50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

内容	金額（百万円）
満期保有目的の債券 社 債	8 5 5
子会社・子法人等株式 子会社・子法人等株式	3
その他有価証券 非上場株式等	8 3 9

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	3, 1 2 2百万円
退職給付引当金	9 7 2
減価償却損金算入限度超過額	3 9 0
有価証券償却否認額	1 2 6
その他有価証券評価差額金	2, 9 4 8
その他	<u>3 4 1</u>
繰延税金資産小計	7, 9 0 3
評価性引当額	<u>△ 5 6 6</u>
繰延税金資産合計	7, 3 3 7
繰延税金資産の純額	<u>7, 3 3 7百万円</u>

中間連結貸借対照表 (平成20年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	25,644	預 金	600,842
コールローン及び買入手形	13,100	譲 渡 性 預 金	7,361
買 入 金 銭 債 権	0	借 用 金	4,491
有 価 証 券	133,773	社 債	1,200
貸 出 金	447,315	そ の 他 負 債	3,825
外 国 為 替	291	退 職 給 付 引 当 金	2,408
そ の 他 資 産	12,172	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	12
有 形 固 定 資 産	9,160	睡 眠 預 金 払 出 損 失 引 当 金	13
無 形 固 定 資 産	421	偶 発 損 失 引 当 金	61
繰 延 税 金 資 産	7,568	ポ イ ン ト 引 当 金	18
支 払 承 諾 見 返	7,917	利 息 返 還 損 失 引 当 金	2
貸 倒 引 当 金	△ 5,059	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,281
		支 払 承 諾	7,917
		負 債 の 部 合 計	629,437
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	8,233
		資 本 剰 余 金	6,162
		利 益 剰 余 金	9,016
		自 己 株 式	△ 57
		株 主 資 本 合 計	23,354
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 4,323
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,668
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 2,655
		少 数 株 主 持 分	2,168
		純 資 産 の 部 合 計	22,868
資 産 の 部 合 計	652,306	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	652,306

中間連結損益計算書 (平成20年4月1日から
平成20年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		8,815
資 金 運 用 収 益	6,583	
(うち貸出金利息)	(5,671)	
(うち有価証券利息配当金)	(773)	
役 務 取 引 等 収 益	1,124	
そ の 他 業 務 収 益	990	
そ の 他 経 常 収 益	116	
経 常 費 用		7,993
資 金 調 達 費 用	1,070	
(うち預金利息)	(976)	
役 務 取 引 等 費 用	463	
そ の 他 業 務 費 用	861	
営 業 経 費	4,912	
そ の 他 経 常 費 用	684	
経 常 利 益		821
特 別 利 益		105
償 却 債 権 取 立 益	80	
リース会計基準の適用に伴う影響額	25	
特 別 損 失		19
固 定 資 産 処 分 損	14	
減 損 損 失	5	
税金等調整前中間純利益		907
法人税、住民税及び事業税		98
法人税等調整額		323
少数株主利益		59
中間純利益		426

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 5社

会社名

東北ビジネスサービス株式会社
株式会社東北ジェーシービーカード
東北保証サービス株式会社
とうぎん総合リース株式会社
東北銀ソフトウェアサービス株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 5社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 9年～30年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は

5, 133百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等が役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当中間連結会計期間末における必要額を計上しております。

（追加情報）

当行は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく必要額を計上していましたが、平成20年6月25日開催の第88期定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を実施いたしました。制度の廃止に伴い、役員退職慰労引当金を全額取崩し、打ち切り支給額未払分151百万円についてはその他負債に含めて表示しております。

8. 睡眠預金払出損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払出損失引当金は、一定期間取引が無いことを事由として負債計上を中止し、利益計上した預金（以下、「睡眠預金」という。）について、預金者からの払出請求に備えるため、過去の平均払出実績率に基づく将来の払出損失発生見込額を計上しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

（追加情報）

従来、睡眠預金の払出は支出時の費用として計上していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、前連結会計年度の下期において、過去の一定期間の平均払出実績率に基づく将来の払出損失発生見込額を見積り、睡眠預金払出損失引当金として計上する方法に変更しております。

なお、前中間連結会計期間は、払出実績率の算定に必要なデータ収集ができなかったため、従来の方法によっております。前中間連結会計期間において、変更後の方法によった場合、経常利益は1百万円、税金等調整前中間純利益は7百万円少なく計上されます。

9. 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

10. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結される子法人等が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの使用による費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

11. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

12. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

13. リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、デリバティブ取引のうち、ヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

15. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

（貸手側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る会計処理については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものととして、その他資産に計上する方法によっております。

（借手側）

リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ「その他資産」は2,836百万円及び「無形固定資産」は1百万円それぞれ増加し、「有形固定資産」は2,837百万円減少しております。また、「リース会計基準の適用に伴う影響額」として25百万円を特別利益に計上することにより、税金等調整前中間純利益は同額増加しております。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,167百万円、延滞債権額は12,567百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は516百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,425百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,676百万円であります。
- なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,870百万円であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- | | |
|------|----------|
| 有価証券 | 4,603百万円 |
| 現金 | 6百万円 |
- 担保資産に対応する債務
- | | |
|----|----------|
| 預金 | 3,490百万円 |
|----|----------|
- 上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券21,500百万円を差し入れております。
- また、その他資産のうち保証金は44百万円及び敷金は19百万円あります。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、168,103百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが161,725百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- | | |
|---------------------|---|
| 再評価を行った年月日 | 平成11年3月31日 |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。 |
9. 有形固定資産の減価償却累計額 14,153百万円
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,500百万円が含まれております。
11. 社債は、劣後特約付社債であります。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は855百万円あります。
13. 1株当たりの純資産額 218円25銭
14. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率（国内基準） 8.95%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、株式等償却418百万円、貸倒引当金繰入額103百万円及び貸出金償却93百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 4円49銭

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	1,000	931	△68
地方債	1,637	1,621	△15
社債	1,000	991	△8
その他	3,000	2,889	△110
合計	6,637	6,433	△203

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	9,117	6,680	△2,437
債券	96,038	93,842	△2,195
国債	39,543	37,615	△1,927
地方債	802	792	△10
社債	55,692	55,434	△258
その他	27,538	24,900	△2,638
合計	132,695	125,423	△7,271

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、416百万円(うち、株式416百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比較して50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

内 容	金額(百万円)
満期保有目的の債券 社債	855
その他有価証券 非上場株式等	857